

## 県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和3年9月21日（火） 開会時間 午後5時34分  
閉会時間 午後6時20分

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 皆川 巖  
副委員長 土橋 亨  
委員 白壁 賢一 山田 一功 猪股 尚彦 渡辺 淳也  
志村 直毅 向山 憲稔 浅川 力三 早川 浩  
宮本 秀憲 山田 七穂 白井 友基 桐原 正仁  
小越 智子 飯島 修

### 議題

- ・県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会の存廃について

会議の概要 9月定例会本会議において、県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会の廃止の動議が出されたことについて、各委員に本動議に対する意見を確認した。

その後、本特別委員会として存続か廃止かの採決を行い、存続多数により、本特別委員会として存続の意思であることを決定した。

### 会議の内容

皆川委員長 ただいまから、県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会を開会いたします。

急遽お集まりいただきましたのは、先ほどの本会議で、県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会について廃止の動議が出されたため、委員各位のご意見をいただく機会を設けることといたしました。

つきましては、県有地貸付に関する調査及び検証特別委員会の存廃について、委員各位にご意見を伺いたいと思います。

一人一人お伺いしたいと思いますので、発言をしていただきたいと思います。それでは、順次、白壁委員からお願いします。

白壁委員 基本的には、この委員会で、意見交換会をするということが決定している、これが一番重要なところで、これをなくしてこの委員会を廃止するっていうのは、腑に落ちない、ということです。

もう一つは、この委員会を今日中に、というのが、また引っかかっている。

基本的には、地方自治法の逐条の解説があるという話があったけど、これはとらえ方がいろいろあって、終わるまでということ審査を継続してるわけだから、これは成り立たない。と言うことでいくと、これはおかしい話で、この委員会を廃止すること自体がおかしい、違法のことになってしまうということでもあります。

土橋副委員長 全く問題なく動議が出たわけですけど、まず動議の内容から言って、しっか

り動議を、みんなで検討をして、そこからスタートするべきだと思ってます。

何でこういう状態になって、人数的に圧倒的、どういうあれになるのかよくわかりませんが、それをしなくて、いきなり議運が開かれなかったし、延長もなく、私は、この任期の間に2度も流会なんてのは、全くやっちゃいけないことだと思ったから、あそこで、我々だけでやろうとも思ったぐらい、この動議を重んじております。5時になると流会ですよ、次のスタートをしなくて、いきなり暫時休憩になっちゃう。議運を開いただけで、本会議の再開時間も何の報告もなく。

山田（一）委員 まず、この委員会が、まだ当初の目的を達していないということでありまして、県有地問題は何度か議論が出ているように、山中湖だけの話ではなく、県下全域にわたっているということは、この委員会でも議論をされてきたところですよ。

また、先ほど動議が出て、地方自治法第109条第8項の規定のことを持ち出されていますけど、これについては、議会ごとに、承認得た中で延長しておりますし、別の逐条解説によると、それが、別に違法性は全くないという議論もありますので、これは、ちょっと根拠ある中で、この後、他の委員に話していただこうと思っております。

それから、もう一つは、議会は議会としての調査権があるので、裁判はあくまで裁判所の判断であって、対象とする議題の範囲が、あくまで住民訴訟の部分と、今問題になっている県有地だけの問題であります。しかし、この議会の我々のは、山梨県内全体の県有地について、順次調査をしていると、全く守備範囲が違うわけでありまして、三権分立の基本的本旨を全く逸脱している動議の議案であって、私は議員として、ちょっと残念だなと思った次第であります。

我々こそ、自由な中で住民の代表として、ここで発言しているわけでありまして、その発言をする機会を、みずから首を絞めるようなことが本当にいいのか、まさに多数がそちらにいるということであれば、堂々と議論の中で展開していけばいい話であって、それが、直にこの委員会を廃止するって話、それも今日唐突に出てきて、委員会としては、これからまだ他の県有地も見なきゃいけない、多分、北杜の方も見なきゃいけない状況、そして、県民の意見も聞いていく必要があると思っておりますので、私としては、本日をもって廃止ということには、議員の矜持として賛同いたしかねます。

宮本委員 本会議の動議の即時採決を求めます。今、白壁先生、山田先生がおっしゃっていることというのは、この特別委員会の必要性についておっしゃられていると思うんですけど、それこそ委員会より上位である本会議で議論をして、そこで討論するなり、質疑するなりして、決めればいいことで、かつ我々は民主的な存在でありますから、その民主的な多数決をもって本会議で決めればよろしいんじゃないでしょうか。

猪股委員 まず、今日、本会議の中で、委員長の間接報告の中にも出ましたから、あえてかぶる話になりますけど、今まで各委員からも出ています。まず言えるのは、複数の所管に関するこの問題です。総務委員会と土木森林環境委員会に係る問題で、これを常任委員会で協議できないからこの特別委員会の必要性が重いんです。それで特別委員会でこういう協議をした中で、何で今日じゃなきゃいけないのか。こういう話が最終日に来るかと、個人的には思っていたんですけどね。

何で、今日じゃなきゃいけないってことと、スタートに戻すと、この県有地の問題は、先ほど来、各委員さんからも話が出たとおり、県有地の貸し付け全

般に対しての見直し等という解釈がありましたから、これはあえて言うと、この公平さ、公正さ。これをどこで担保するかってこと考えると、皆さんどこで考える？この公平とか公正の問題はこの特別委員会で見極めをしていかないとどこでチェックをするのかなっていうことが、私の心配ごとです。前回の委員会でも言わせていただきましたけど、裁判の判決、それで私も十分納得はしています。まだ、それだけで済む問題じゃないじゃないですかってことを自分で感じていますから、今後もこの委員会の重要性は十分感じていますので、ぜひ、このまま続けるべき。

これで今日、この本会議1日のことで結論を出すのは、私はいかがなものかなと感じています。

山田(七)委員 本日の定例会において、動議というものが採択された限りは、私は本会議で、その動議に対して、この特別委員会の継続か廃止かというものを議論した上で、それが継続になるか廃止になるかということはわかりませんが、本会議の中で決をとるべきではないかなと。確か特別委員会を廃止し、また設立するというのは、本会議の議決によるものだっていう項目もあったような気がいたしますので、この廃止か存続かということは、私は本会議の中で決定するのが筋なのではないかなと思っております。

渡辺委員 まず、本特別委員会は継続すべきと考えます。本会議で動議が出されたわけではありますが、さきの特別委員会においても、廃止すべきという議論は一切なかったと私は承知しております。

それにもかかわらず、本会議で突如動議を出して、廃止を求めてくるのは、いささか権利の乱用に近いものかと私は思います。もし、そうであるとすれば、特別委員会の中で事前にそういった話があって、それでも駄目であれば、本会議という流れが普通の自明の理と私は考えております。

また、その内容につきましても、地方自治法109条8項は、基本的には定例会中にある委員会を閉会中も審査できるという、あくまでそういう規定であって、その期限を切るような規定ではないと。逐条解説で書かれていることよりもむしろ、地方自治の趣旨を考えるのであれば、その特別委員会が設立された趣旨に基づき、その目的が達成されたときに特別委員会を閉会させるべきだというのが、本来の地方自治の要請だと私は考えます。

2点目に、この特別委員会の審議の内容の妥当性についてですけれども、そもそも、なぜその山中湖村に議論が集中したかの出発点は、他の県有地について、執行部側は基本的な考え方を持っていなかったことが特別委員会のやりとりでわかった。基本的に山中湖村の当該訴訟になっている県有地だけが、執行部側の考え方が出てきて、他の経緯についてはほとんど議論ができない状態であって、他の県有地についての基本的な考え方は何ですかと問うたところ、資料等も出てこない、議事録もない。その中で、「考え方は準備書面に書かれてる」という発言があったように思っています。ですから最初にそうになっていった。

ただ、皆さんがおっしゃられるように、そもそもこの特別委員会は県有地の全体的なことを審査していく委員会であると同時に、今まさに県の方で、例えば、不動産鑑定を取っている、価格等調査を行っている、他の県有地について今検討している段階にある中で、県当局の方がむしろ、裁判の結果を待っていない。であるとするならば、議会としても裁判の結果を待つ？県当局のほうが待ってくれないわけですよ。議会としてもそのチェック機能を果たすべく、委員会で県の考え方、今後の方向性等を質疑していく必要が十分にこの委員会にはあると思いますので、私は廃止すべきではないと考えます。

白井委員 先ほど動議が、理由も含めて提出されたわけでありまして、私はまずその動議を優先的にご審議をいただきたい、このように思っているところであります。以上でございます。

皆川委員長 廃止かどうかについては。廃止した方がいいか悪いかについて。

白井委員 動議に基づいてまず審議が、本会議でなされることを優先していただきたい。

志村委員 先ほどの本会議での動議が成立をしていますから、会議時間も延長しましたし、本日、本会議が開かれるものと認識しています。

先ほど議会運営委員会も傍聴しましたけれども、議会運営委員会でもこの重大な動議ということでもありますので、特別委員会を開会をしてもらいたいとの議会運営委員長のお考えでありましたので、この委員会を開催していただいたことに感謝をしたいと思います。

その上で、動議理由が2点ありました。

1つは、地方自治法の趣旨に違反した状態という、違反してると言い切っていないわけで、これはそのまま聞くと、県民の皆さんも誤解をするのではないかと心配をしますけれども、全く違反した状態ではありません。それは、地方自治法の逐条解説をしっかりと読み込んでいただければ、私たちも素直に理解ができる条文であると思います。そもそも特別委員会は、今回、所管が二つの常任委員会に跨っているものでありますし、設置目的が県有地全体の貸し付けに係る調査及び検証ということでもありますので、検証という意味での成果物を何も出してない段階で、この委員会を閉じるということは、私たち議員、また委員が、県民の皆様に対する説明責任をみずから放棄すると、職務放棄であるとは私は考えます。

このようなことを提起されるということにも、ちょっと疑問もあるわけですが、もう一つの理由として審議内容の妥当性ということがあります。

これについても、確かにこの委員会が設置された事の発端は、住民訴訟における和解の議案が提出されたという11月の定例会が契機になっていると思いますけれども、それを含めて、今やっていることは県有地全体の貸付の対応を調査し、そして、それが適正な賃料で貸し付けられているのかと、こういうことの議論に今入ってきている段階で、しかも県民の皆様と意見交換をしながら、県議会としてのその調査をしていこうという段階でありますから、ちょっと閉じるということに対して、私は、なかなか理解をすることが難しいなと思っております。

桐原委員 私は今日、本会議で出された動議に対して、本会議で速やかに議論を行い、結論を出すべきだと思っております。

もともと特別委員会は、本会議によって決められて設置されたものですから、本会議で皆さんで議論していただければと思っております。

向山委員 今回の動議についてですけれども、私の立場は、特別委員会は継続をするべきだと考えています。動議内容を見させていただきましたけれども、先ほど志村委員の方からもありましたが、この動議の中では、理由は2点あったと解釈をしています。

1点目が地方自治法の109条8項における地方自治法の逐条解説をもとにされていると思います。自分もこの部分については、不勉強な部分もあったんですけども、休憩時間の間に調べもさせていただきました。例えば、地方議会運営辞典第2次改訂版のものにおいてですけれども、そもそもこの特別委員会が

なぜ設置されたかというのは、地方自治法上、ここにもあるんですけども2個以上の常任委員会の所管に跨るもの、事件が重要であって1個の常任委員会の負担を超えるもの、というのが条件として付されています。

これは、実際、委員会の中でもあったんですが、今回のこの特別委員会は、総務委員会と土木森林環境委員会に跨っています。所管事項の中でこのことをやろうとすると所管を越えていますとか、総務委員会と言えば「土木森林環境委員会の分野です」というものが多くあった。実際にそれで質問を下げられてしまったという議員もいらっしゃいました。そういう意味でこの特別委員会というのは、きちんとした重要性、必要性があって、開かれたものだと認識しています。

同じ本の中で言いますと、特別委員会の任期について定めた項目があるのですが、特別委員会は会期不継続の原則によって、会議の終了によって消滅すると、基本的には特別委員会は1会期限定になっています。ただこの後、ただし書きがありまして、しかし、長期を要する事件の場合、あらかじめ審査が終了するまでという議決をした場合に限り、審査が終了するまで存在する。行政実例昭和27年10月31日付けでなっています。この行政実例をもとにすれば、逐条解説ではなくて、行政実例をもとにすると、今回のこの109条8項の違反というのは、現時点では当たらないと考えています。

もっと言うと、2月定例会において審査が終了するまでという議決を経て、この特別委員会は延長をしております。であれば、運用例にもあるんですけども、例えば議員が任期を終えたときとありますので、仮に結論が出なかった場合は、この任期が終わる時が、特別委員会の終了だと考えていますし、これ後ほど、議会事務局にちょっと見解としていただきたいんですけども、本当にこれが109条違反であれば、違反状態のままこの委員会が開かれていたという認識でいいのかどうかは、事務局にきちんとそこは確認をしたいと思います。

2点目の部分ですけども。多岐にわたっていますので、あれなんですけども司法の判断が確定した後に、改めて必要に応じて議論すれば足りるのではないかというようなことがありましたけども、先ほど来お話ありますけども、ずっとこの県有地のこの特別委員会で行っているところは、これは富士急の土地のためだけの特別委員会ではないと自分は思っています。そもそもこのご指摘だと、改めてこの特別委員会が富士急のためにあったんだというご認識ではないのかなと思ったんです。自分はそうではなくて、これから一番重要なのは、前回の反訴の議案のときに、総務委員会全会一致で附帯決議を議決していますけども、その附帯決議の中にありますが、全県有地において公正公平に同じようなものがなされるかどうかというのを、議会として行政をチェックする役割が大いにあると思っています。

9月の下旬に、今回の不動産鑑定と同じやり方で67ヶ所の不動産鑑定が出てきます。この鑑定方法、金額、あるいは個々の土地の所有者の皆さんが本当に適切かどうかを、議会として議論の放棄をして、行政にすべて投げ打つことが本当に良いのか。そして常任委員会、総務委員会、土木森林環境委員会の所管事項だけでこの議論ができるのか、それを考えたときにこの特別委員会があった方が、適切な議論ができると考えています。

最後1点、この中で民事訴訟については、さきの6月議会の本会議において県側から反訴の議決までしたことは、訴訟で決着をつける意思、すなわち法的な問題については議論を終了する意思を議会として議決したことに等しいと。これは、民事訴訟について、また法的解釈について裁判にゆだねるというのはそのとおりだと思います。一つだけ自分の解釈で違うのは、6月の反訴の議決ではなくて、昨年11月定例会の和解案を否決した時点で、議会とすれば、和解を否決して、裁判の結論に任すべきというのは議会の意思として出ていた

と思います。その後、11月の議会に裁判に任すべきと出ていた後に、この特別委員会が2月に延長、あるいは、定員の増員ということで決定をしていますので、議会全体の意思として、本来であれば、この県有地の特別委員会は、今後も継続をして、富士急の問題はきちんと裁判所に任せる、議会は議会としての意思をしっかりと示すという意味で、必要だと考えます。

小越委員

動議に驚いております。今年から人数をふやして、もっと論議を深めようと言っていたと思っております。先日の視察のときにも、県有地のことそれから意見交換会を県民としなくてはならないと決めたはずですが、それを、なぜ特別委員会を廃止しようという考えが出てくるのか私は首をかしげてしまいます。今県民から、この富士急行だけでなく、県政のあり方が問われていると私は思っています。今回の住民訴訟をめぐらただけではなく、そこに至る経過でメモが3枚しかなかった県政のあり方、6,600万円を流用して議会に諮らず出したこと。この県政のあり方全般が、この問題にあらわれていると私は思っています。

住民訴訟、富士急だけではなく、県有地のあり方をどうするかは、これからの県財政や県政の運営のあり方に深くかかわってきます。

土木森林環境委員会に私も属していますが、先日の土木森林環境委員会でも質問しましたが、それはここではできないとなりました。跨ってしまうからです。ここで特別委員会であれば、総務部長、林政部長、さまざまな方々が来て、県有地の問題をあらゆる角度から論議することができる。ここでできないんです。常任委員会でバラバラになってしまったら、それはここではわかりません。そうしたら、今県民に、県有地は一体どうなっているんだってことが明らかにできなくなってしまいます。県民の皆さんから負託を受けた私たちが県民の声に答えるのは当然です。この特別委員会の中で、さまざまなことがわかりました。県が何をやっているのかわからないということがわかりました。それを解明することが私たちの責任でもありますし、県民に対しての議会として責任だと思っております。私は、この特別委員会を廃止しようと言出すこと自体、それで県民の声にできるのかと、議会としてそれでいいのかと、議会の責任が問われると私は思っています。

この特別委員会は存続し、なおかつ、もっと活発に論議をするべきだと私は思います。

浅川委員

私は動議を最優先すべきだと思います。その理由としては、この委員会は16人です。全議員に聞いた方がよくわかりやすいという部分で、今、向山議員が言っておりました。まして今、司法の手にゆだねておりますので、それを見極めてからでも十分だと思います。以上。反対です。

飯島委員

水岸議員の県有地貸付に関する調査及び検証特別委員会について本日をもって廃止するための緊急動議に私は反対をいたします。

理由はいろんな委員の皆さんからもご指摘がありました。ダブる部分ありますけど、やはりこの問題は、財産管理、恩賜林という側面があり、1つの常任委員会では十分に議論ができない。まさにこの特別委員会での議論が必要であり、不可欠である、ということでもあります。

また、いろんな委員からご指摘がありました。この特別委員会を開催したことによって、和解案の、鈴木裁判長が「そんな発言はしていない」というご指摘もあり、今もって私はそれに不信感を持っています。

また、富士急行の貸付という県有地の適正価格は約20億円。こういう妥当を主張している県に対し、その前に約6億9,000万円という提示をした

ということも委員会で明らかになりました。この開きは一体何でしょうか。また、弁護士費用の6,600万円に關したタイムチャージ制の導入、時給5万円の算定に、コロナ禍で苦しむ県民からも、驚きの声が上がっています。180度方向転換を決めた大切な会議の議事録も提出されていないという、こういう次々に明らかになったことは、私ども県民の負託を受けた県議会議員が、この特別委員会で審議して議論した結果であり、この特別委員会がなければ今申したような議論は俎上にのらず、議会はもとより、県民の知るところもなく推移していったかもしれません。

もろもろ申し上げましたが、大切なのは、議会の使命というべき議論の場を議員みずから封じ込めるようなこの動議は、いわゆる職場放棄であり、議会人としての仕事、責任を自覚しない極めて危うい行為であり、県民を裏切る行為であると私は思います。特別委員会の存続を希望いたします。

早川委員 県有地のあり方についてですね、検証を行うことは、動議にもあったように、否定するものではありません。これまで20回以上やってきた委員会の中でも、それぞれの委員が訴訟追行上、もうこの委員会は少し限界があるんじゃないか、閉じた方がいいんじゃないか的な発言は、土橋委員、浅川委員がしっかりしていると思います。その上で、今皆さんが、この委員会のあり方について議論したと思います。それで、もう一度言いますと、この特別委員会はそういう上で本会議で設置された特別委員会です。ですので、この意見をもとに、先ほどのルールに従って、ルールに正しく動議が出ましたので、本会議場でしっかりこの委員に入っていない議員を含めて議論をすることがルール上正しいので、速やかに動議に基づいて、本会議場で議論をしていただきたいと思います。

皆川委員長 一通り皆さんの意見をお伺いしました。向山委員。

向山委員 発言の修正で、すいません。さっき和解案を否決と言ったですけど、11月定例会は和解案継続で、取り下げで。すみません。訂正します。  
あと、事務局の見解を。

皆川委員長 事務局の何の見解？もう1回発言してください。

向山委員 これ、すごい重要な問題です。地方自治法の109条第8項に違反してこの委員会が開かれていたというのであれば、議会運営上、瑕疵があったとありますので、議会事務局としてはどのような見解で捉えられているのか。問題なかったという認識だったからこそ開かれたと思うんですけども、そこだけちょっと確認をさせていただきたいなど。

杉田議事調査課長 今即答ができないので、確認してからでよろしいですか。

向山委員 本会議の採決に関わりますことですので、しっかり事務局として見解を示していただいて、瑕疵があったのか、違反状態だったのかどうかも含めてご見解いただければなと思います。

白壁委員 みんなよくもう1回思い出してもらいたいです。なぜ、特別委員会を設置したのか。その時に、ただ富士急行の県有地の問題だけを取り上げるというためにやったもんじゃなかったですよ。

山梨県全体の県有地800、900契約があるところを見直しをしなきゃならないということだった。それを協議していく間に、弁護士費用が6,600

万円とか1億4,300万円とか、それが予算というか、そういった形の中で、使われてしまったというのが、あれちょっとこれは問題だよなっていうところが、今度はまた、「何のためにあったのか？」と言うと、富士急行の土地県有地の問題だ。だからそこにまた質疑が集中してしまった。で、県の方に「他のところはどうなっているのか？」と言うと、「今調査中です」。「早く出してもらいたいね。どういう方向なの？」と言うと、「富士急行と同じ調査の方法でやりま

す。」じゃあ、ちょっと待ってなきゃならないね、時間かかるね、ということが最初にあったんで、これはたまたまその時に、富士急行の問題が出てきた。確信的なものというのは、「それは訴訟追行上出せません」。「じゃあ、それはいいです。こっちはどうなっているの？」ということの中で、そここのところは富士急行の県有地の問題になるけど、では他のところはどうかというところへ入って行って、前回見たところも富士急行の土地見てないですよ。1回だけ見たか。北杜市見て、今回も、富士急行の土地じゃないですよ。富士観の土地、すばるランドを見たんですよ。

何んでここでやめるのって。他のところの問題があるからこの特別委員会を開いたんだよ。だけど途中でいろんなことが起きたから、そこを追及すると、もう富士急行の問題だけでやっているところになってしまう。ちょっと違うんですよ。

で、これについては広く県民の皆様と意見交換をしなければならぬ、という話になったわけです。そしたらそこは、反対じゃなく、この委員会を通して、じゃあ、どこでやろうかって言うことで、例としては北杜と富士北麓でやりましょうか。富士北麓は富士急のところでやりましょうなんて誰も言ってないですよ。ということなんだけど、なぜここで廃止するんだろうって、普通考えてしまうんですよ。根本をもう1回考えてください。

人間ってここを過ぎるとどうしても、なぜこう忘れてしまうのかな。これは広く県民の皆さんに、富士急行の土地が何とかじゃなく、これから山梨県全体の県有地をどういう考え方で見直していくのか。誰も県に賃料を下げろとか、もっと下げてしまえとかなんてことを誰も思っていない。少しでも県財政に有利に持っていくように考えていきましょうよ。その時に、県執行部だけじゃ駄目だから、我々も一緒になって考えていこうねっていうところから始まったものなんだと私は認識しています。

それをここで唐突に動議を出されて、これは富士急の問題ばかりだから、必要ないし、それは裁判の手に委ねる。その裁判の手に委ねるのは多分皆さん同じ気持ちだと思う。だから、富士急の問題だけ取り上げるんじゃなくて、県有地全体を。

何か違う事柄が起きると、またそのことを聞かなきゃならないと。また富士急のことを聞いている。それで聞くと、それは答えられません。この繰り返しをずっとやってきている。何回も言う、何でこの、特別委員会が開かれたかっていうことを、もう一度思い出して欲しい。山梨県のために、少しでも県財政を豊かなものにするために、収入を上げるために、この会議を作ったの。それをもう一度考えて欲しい。

土橋委員

今、白壁委員の話聞いていて、私はすごい誤解があった。私にね。私は最初、この委員会は訴訟を起こされて、その和解案をどうするかという、そういうつもりでスタートしたような気がする。それがだんだん和解案の話から、要は最初は和解案をやるかどうかからスタートして、何か知らない間にこの訴訟の問題じゃなくて、よそも見るぞとかに進んでいったように私が感じていた。だから、今話を聞いていると、こうだったんだと。

それで、途中で反対意見とか何もなくて賛成っていう話が出たけど、私と浅川

委員はいつもそうじゃないっていう話をしたけど、賛成起立で2人だけがいつも座ったままで、いつもそういう思いをしてきた。2人だけその思いをしてきたところに、仲間の人たちがこれはおかしいよね。おかしいよねって言った人たちが何人もきたから、ここで初めて、今回の動議、みんなで意見を聞きましよう、という結論が出るかわからないけど、聞きましようということ動議になった。初めて北杜の方で行った時が、第1回目だと思う。よそのところに行ったのがね。それまではもう富士急のそれしかやってなかった。

私は、用意ドンは間違いなく、和解案を賛成するかしないかというところが争点だった。それで委員会に入ったと思ったけど、もめ事をしないで和解をするのがいいんじゃないかなってのが私の意見。

そこから何かどんどんどん違う方に進んでいってしまった。今、白壁委員の話の聞くと最初っから、山梨県全体のことをやってたんだよっていう話を聞いたけど、私は、完全に和解案が賛成か反対かっていうところが今回のスタートだと思っていました。

さっきの反対意見がなかったとか言っていましたけど、皆川委員長に、先日の委員会の時に「20数回、一度も、いつやるとか、内容がこうだよなんて話はなかった」って言ったときに、「あんたはいつも反対ばかりしてる」「反対ばかりしてるから相談するつもりはなかった」ってはっきり委員長から言われた。もうこれはやめるべきじゃないかみたいなことも言ったけど、「あなたはいつも反対して、もう辞めるべきじゃないかっていうそういう意見しかないから、とても相談ができませんでした」ってはっきり言われた。だから、全員が賛成でここまで来たわけじゃなくて、反対をした人たちも、浅川委員も吠えたりなんかしたことがあるけど、もう人数的に。

浅川委員と2人以外は、全員がいつも賛成の方に回ってたから。2人だけで反対をして。それで人数が増えたから少しは良くなったかな。

もう当然のように、そういうことになってきたから。ちょっと長くなりましたけど、誤解とすると、私は、県全体じゃなくて用意ドンは、和解案からスタートしてると思ってたから。知らない間に、こんなに広がって行って今でもそう思っています。以上です。

とにかく、動議が出たわけだから、この動議はルールであるわけですから、動議でみんなの意見をちゃんと聞くべき。私と浅川さんが2人だけでいつも反対で、あと全員が賛成に回っていたかもしれないけど、それも私たちはあえて受けていた。今回初めて動議が出たわけですから、動議を受けない方法は全くないと思う。動議を真剣に受けてください。

白壁委員 この特別委員会の名前を。事務局読んで。

杉田議事調査課長 県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会です。

白壁委員 そうだね、富士急行って言葉が入ってる？ないんだよね。最初は何しろ、県有地全体の中でいきたいと思いますということになった。そこから、あれ、ちょっとおかしいじゃない、6,600万円って何か高すぎないっていうところとかさまざまなものが出てきたからまたそこに集中する。だからそっちの方向にいて、で、もう県の方に今調べているんだったら他のところの資料出してくださいという、「まだ出てません」、「今やっている最中です」。だからそういう方向に行く。やはり一番重要なところは、例えば3億円が20億円なのか。他のところだけでも数百億円あるわけだから、そういったところが1枚のっかってきたら、何十億円になるね、もしかすると下がるかもしれない。

こういうものを、直接選挙制で、我々は選ばれてるわけだから責任持って予

算を可決したり、執行権はないよ、だけどそういうものやっけていくためには、自信を持ってやりたい。だから、これをしっかりこの特別委員会で議論していくべきなんだよってところが、この委員会のスタート。

今何故、これを廃止するのって。今廃止すべきじゃないんじゃない、ということなんです。今廃止されると、今までやってきたことが水の泡だし、もっと広く会議を開くべきです。で、この間、私が提案させていただいて、委員長が諮ったらそれで結構ですってことになったんで、意見交換会もしましょうという、ただ、それは中立公平にいきましょうねって、今見てわかるとおり反対派と賛成派がいるんで、議員さんの数は公平に行きましょうねと。委員長は何か奥歯に物がつっかかったようなこと言ったけど、僕は、そういうもんじゃなくて、ちゃんと公平にいきましょうよと。それで広く、意見を聞くということで、この間もお願いをしたということなんです。だから、唐突にここで、これを廃止だよって言われると、ちょっと待って、みんなでもう1回話をしましょうよ。これを県民の皆さんが本当に了とするかな、やはりここはしっかりと皆さんの意見を聞かなきゃ駄目だね、ということなんですよ。

もう1回原点に戻って、またそのうち何かこう裁判費用が2億円だとか、手付金が旧弁護士報酬基準を云々とか、とりあえず2億円出して後4億円勝ったらもらえますよとか。ちょっと待って、そこもおかしくないってことでいろんな議論が深まっていったら、何だみんな富士急行の話ばっかしてると。

だけど、根本は違うんですよ。もう1回思い出してください。これからほかのところも資料がいろいろ出てきて、県の財政のために、このお金をしっかりと、下げたり上げたりするのもあるかもしれないけど、少しでも県財政を、裕福な方向というか、入りをふやすために、みんなで努力して。執行部側と対立してるわけでも何でもない。我々は両輪一緒になって動いて行って、時には応援しなきゃなんない。時には、ブレーキをかけなきゃならないときもあるかもしれない。でも結果的にはこれが県民のためになるんだということ、ぜひ皆さん考えてもらいたい。この間の専決にしても言ったじゃない。賛成した。反対してなかったよね、ちゃんと賛成したよね、最後はね。だから、そういったものをよく考えていけば、これは当然のごとく、さらに審議を深めていくべきだっていうことなんです。裁判のことは裁判のこと。これは皆さんと同じ。司法に任せることは司法に任せる。だけど私が言ってるのは、この基本的なものをよくもう一度思い出して欲しいということなんです。

浅川委員 白壁委員が言っていることはよくわかりませんが、今日は動議が出て、全議員の意見を聞ける場ですから、まず、それを聞いてくださいというのが先だと

皆川委員長 皆さんから、それぞれの意見が出ました。存続すべきだという意見と、廃止すべきだという意見分かれておりますけれど、当委員会の問題ですので、委員会としての意思、これを諮るべきかどうか、お伺いしたいと思います。

渡辺委員 委員長、その前に地方自治法109条8項の事務局の見解を

杉田議事調査課長 事務局の法的解釈には限界がございますが、ご指摘の地方自治法第109条第8項に照らしまして、当委員会が直ちに違法と解釈することはできないものと判断いたします。

皆川委員長 向山委員、これでいいですか。

向山委員 年度の変わる前だったんですけども、期間を延長するときに、審議が終了す

るまでということをちゃんとつけているっていうのは、この地方自治法の解釈に基づいてやっていると思いますので、今の事務局の説明で、現状では問題ないってことは認識をさせていただきました。

皆川委員長 この存続させるか廃止するかの問題について意見が真っ二つに割れていますけれど、この当委員会の問題ですので委員会としての意思を諮るべきかどうか。

猪股委員 私は諮るべきだと思います。

皆川委員長 他にありませんか。全員諮っていいですね。

早川委員 さまざまな意見が出た上で、本委員会でも諮るべきだと思います。なおかつ、ルール上、本会議場でもしっかり諮るべきと思います。

皆川委員長 それは当たり前のことで。  
ただ、今この委員会の意思として、存続か廃止かを、意思として決めたいと思います。  
それでは委員会としての結論が存続すべきと思う人は、ご起立をお願いします。

(起立採決)

皆川委員長 起立多数により、この委員会の意思としては存続すべきであるということに決定いたしました。  
本日はこれをもって散会いたします。

以上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖